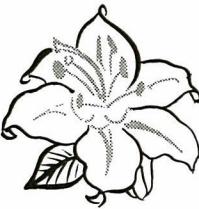


# かわべ 議会報



第9号

編集 議会編集委員会  
発行 川辺町議会

## — 目 次 —

- |           |     |
|-----------|-----|
| ○ 12月定例会  | 2~3 |
| ○ 議会日誌    | 3   |
| ○ 決算審査の報告 | 4   |
| ○ 質疑応答    | 5   |
| ○ 一般質問    | 6~9 |
| ○ 第6回臨時議会 | 10  |



## 木之根橋

(天然記念物)

西柄井ニ津島神社アリ、境内老杉茂リ碑三面アリ、社頭ヲ流ル能田川ハ飛騨街道ヲ横ギリ、南ニ流レテ飛騨川ニ注グ。杉根数條川ヲ隔テテ西岸飛騨街道ニ達シ、恰（あたか）も天然ノ橋ヲ架ス。是（こ）レ所謂（いわゆる）木之根橋ナリ。近キ頃迄（まで）人馬共ニ橋上ヲ往来セシガ、今ノ街道出来テヨリ全ク参詣（けい）スル人ノミ通行ス。——古文書より

# 昭和53年度決算の認定可決

## 一般会計に1千261万円の補正

昭和五十四年第五回定期議会は、十二月十日から十七日までの八日間を会期と定め開きました。提案された案件は、報告二件、条例の制定一件、条例の一部改正二件、補正予算三件、決算の認定四件、意見書二件です。決算の認定については、決算特別委員会が設置され、休会中に審査を行い本会議において可決、このほかの案件についてはいずれも原案どおり可決されました。一般質問には三人の議員が質問に立ちました。以下可決した議案についてお知らせします。

### 中部中学校を川辺中学校に

#### 校名変更 || 四月一日から

#### 可決した議案

九月末現在、給水戸数一、九七七戸、給水人口八、二六三人、一日平均給水量七六七立方メートルです。

▽専決処分の承認を求めるることについて（昭和五十四年度一般会計補正予算について）

補正総額四百七十七万三千円の増額で、その主なものは土木費で中川辺一西橋井線の自転車歩行者道整備事業の三百五十万円、鹿塙山中地域および下麻生地域の急傾斜地崩壊対策事業で八十五万円です。

これにより昭和五十四年度の総額は、二十一億三千九百九十八万二千円となりました。

専決は、昭和五十四年十一月五日行われました。

▽昭和五十四年度上半期町水道事業業務報告について

昭和五十四年四月一日から九月三十日までの業務状況を報告した

学校統合問題の中で町の小学校および中学校の校名を次のように改めました。  
川辺小学校 → 川辺西小学校  
上米田小学校 → 川辺東小学校  
中部中学校 → 川辺中学校

#### ▽昭和五十四年度町一般会計補正予算について

補正総額一千二百六十一万七千元の増額で、その主なものは、土木費の道路橋梁費で下麻生道路の踏切新設工事に国鉄への負担金に四百三十六万円の増額と、教育費の小学校費で北小学校の竣工式の費用として一百九十八万五千円の補正となっています。

これにより昭和五十四年度一般会計の総額を、二十一億五千二百五十九万九千円としました。

#### ▽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

電子計算組織（コンピューター）を利用することにより行政事務を近代化し、さらに正確化、迅速化および効率的な運用を図るために制定するものです。

▽町小学校および中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

被保険者の出産のための助産費の額を、六万円から八万円に引き上げるための改正です。

▽昭和五十四年度上半期町水道事業業務報告について

昭和五十四年四月一日から九月三十日までの業務状況を報告した

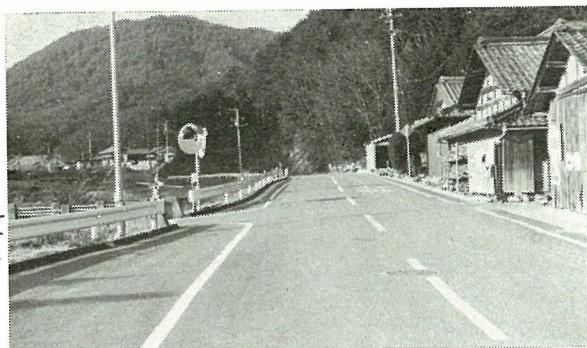
農林水産業費	二、二九〇
土木費	四、三六〇
教育費	二、三三八
公債費	一、四二二
△昭和五十四年度町国民健康保険事業特別会計補正予算について	

▽昭和五十三年度町一般会計歳入歳出決算認定について

△昭和五十三年度町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

△昭和五十三年度町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

△昭和五十三年度町学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算の認定について



由歩道路  
昭和五十三年度に建設された  
改良

上川辺神坂入口で

## 議員提案

第四回定例議会において、議員から二件の意見書が議会に提出され、それぞれの意見書について提案者古田隆議員より提案理由の説明がされ、討論に入りました。

その結果、朝鮮の自主的平和統一の促進に関する意見書については全員賛成、靖国神社公式参拝に関する意見書については賛成十四、反対一、よってそれぞれの意見書は可決され、内閣総理大臣ほか関係する国の機関に意見書を提出することに決定しました。意見書の内容については、次の通りです。

▽朝鮮の自主的平和統一の促進に関する意見書について

提案者 古田 隆

船戸 進 山田 昌平  
若井 静香

▽靖国神社公式参拝に関する意見書について

提案者 古田 隆

山田 昌平  
若井 静香

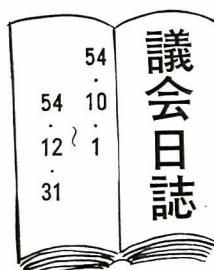
我が国と、文化的、歴史的に関連が深く最も近い隣国である朝鮮は、ペトナムに平和が回復した今も、依然として南北の対立状態が続いている。

このことは、朝鮮民族のみではなく、日本とアジア、ひいては世界の平和と安全にとっても重大なことである。

よって政府におかれては、朝鮮民族の自主的平和統一を内容とする一九七五年十一月十八日の国連決議の趣旨に沿い、一刻も早く朝鮮の平和統一を図るため特段の努力をされるよう要望する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

11月26日	生経済委員長出席（美濃加茂市）
土木委員会開催、事業進捗状況について協議	厚生経済委員会開催、条例の改正ならび補正予算について協議
11月28～30日	町村議會議長全国大会に議長出席（東京都）
12月1日	総務文教委員会開催、補正予算について協議
12月2日	加茂郡消防連合演習に議長出席（坂祝町）
12月3日	加茂休日急患診療組合議会および可茂衛生施設利用組合議会臨時会に議長出席（可児町）
10月1日	議長会（加茂県事務所）
10月3日	岐阜県町村議會議長会定期総会に議長出席（岐阜市）
10月7日	衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査（岐阜市）
10月11日	可茂衛生施設利用組合議会臨時会に議長出席（岐阜市）
10月14日	厚生経済委員会開催、町有林の視察
10月15日	第九回町民運動会（可児町）
10月16日	靖国神社は、戦没者および国民に殉じた人々の英靈が祭られ、国民尊崇の念禁じ得ないところである。
10月20日	靖国神社の国家護持について、靖国神社の実現を見るに至らない。また、天皇陛下をはじめ内閣総理大臣および政府関係者
10月27日	靖国神社の国家護持について、靖国神社の実現を見るに至らない。また、天皇陛下をはじめ内閣総理大臣および政府関係者
10月29日	靖国神社の国家護持について、靖国神社の実現を見るに至らない。また、天皇陛下をはじめ内閣総理大臣および政府関係者
11月1日	靖国神社の国家護持について、靖国神社の実現を見るに至らない。また、天皇陛下をはじめ内閣総理大臣および政府関係者
11月9日	靖国神社の国家護持について、靖国神社の実現を見るに至らない。また、天皇陛下をはじめ内閣総理大臣および政府関係者



議会日誌	
11月26日	生経済委員長出席（美濃加茂市）
土木委員会開催、事業進捗状況について協議	厚生経済委員会開催、条例の改正ならび補正予算について協議
11月28～30日	町村議會議長全国大会に議長出席（東京都）
12月1日	総務文教委員会開催、補正予算について協議
12月2日	加茂郡消防連合演習に議長出席（坂祝町）
12月3日	加茂休日急患診療組合議会および可茂衛生施設利用組合議会臨時会に議長出席（岐阜市）
10月1日	議長会（加茂県事務所）
10月3日	岐阜県町村議會議長会定期総会に議長出席（岐阜市）
10月7日	衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査（岐阜市）
10月11日	可茂衛生施設利用組合議会臨時会に議長出席（岐阜市）
10月14日	厚生経済委員会開催、町有林の視察
10月15日	第九回町民運動会（可児町）
10月16日	靖国神社は、戦没者および国民に殉じた人々の英靈が祭られ、国民尊崇の念禁じ得ないところである。
10月20日	靖国神社の国家護持について、靖国神社の実現を見るに至らない。また、天皇陛下をはじめ内閣総理大臣および政府関係者
10月27日	靖国神社の国家護持について、靖国神社の実現を見るに至らない。また、天皇陛下をはじめ内閣総理大臣および政府関係者
10月29日	靖国神社の国家護持について、靖国神社の実現を見るに至らない。また、天皇陛下をはじめ内閣総理大臣および政府関係者
11月1日	靖国神社の国家護持について、靖国神社の実現を見るに至らない。また、天皇陛下をはじめ内閣総理大臣および政府関係者
11月9日	靖国神社の国家護持について、靖国神社の実現を見るに至らない。また、天皇陛下をはじめ内閣総理大臣および政府関係者

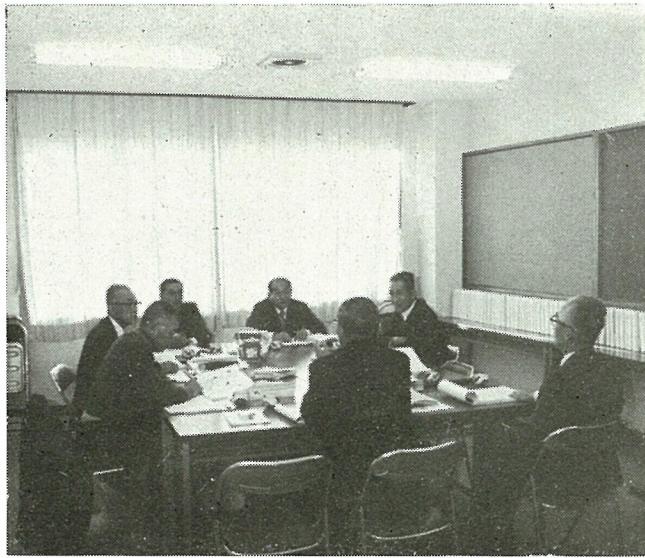
△上川辺神坂入口で  
改良  
昭和五十三年度に建設された  
由歩道路

國神社の國家護持の措置を講ずる  
とともに、公式参拝の実現につい  
ても格段の努力をされるよう地方  
自治法第九十九条第二項の規定に  
より意見書を提出する。

中東濃飛驒地区町村議  
長出席（松坂市）

会正副議長研修会に厚

14日・  
15日 決算を審査する特別委員会  
II役場会議室で



● 52・53年の決算比較表  
(歳入の状況)

科 目	決 算 額		前年 伸び率
	53 年 度	52 年 度	
町 税	322,863	283,424	13.9
地 方 講 与 税	10,831	10,599	2.1
自動車取得税交付金	11,540	9,811	17.6
娯楽施設利用税交付金	8,899	6,520	36.5
地 方 交 付 税	503,426	431,023	16.8
交通安全対策特別交付金	1,096	1,282	△ 17.0
分担金および負担金	28,396	24,164	17.5
使用料および手数料	13,496	13,126	2.8
国 庫 支 出 金	177,382	89,967	97.2
県 支 出 金	47,591	44,761	6.3
財 産 収 入	30,821	87,164	△ 182.8
繰 入 金	0	0	0
繰 越 金	41,908	27,053	54.9
諸 収 入	96,088	86,664	10.9
町 債	239,400	165,000	45.1
寄 附 金	0	0	
合 計	1,533,737	1,280,558	19.8

(歳出の状況)

科 目	決 算 額		前年 伸び率
	53 年 度	52 年 度	
議 会 費	36,017	30,897	16.6
総 務 費	273,319	209,013	30.8
民 生 費	224,300	199,605	12.4
衛 生 費	114,084	96,104	18.7
農 林 水 産 業 費	89,880	50,095	79.4
商 工 費	11,451	12,014	△ 4.9
土 木 費	286,913	221,896	29.3
消 防 費	55,935	58,768	△ 5.1
教 育 費	343,536	278,159	23.5
災 害 復 旧 費	6,979	17,958	△ 157.3
公 債 費	65,980	47,681	38.4
予 備 費	0	0	
合 計	1,508,394	1,222,190	23.4

昭和五十三年度一般会計・国民健康保険事業特別会計・農業共済事業特別会計・学校給食共同調理場特別会計の四決算認定案が十二月十日(第一日)に上提されました。収入役の決算書の説明を受けた後、決算特別委員会を設置し、委員会において審査付託をしました。委員には五人の方が指名されました(委員長II佐伯春雄、副委員長II船戸進、委員II吉田岩雄、若井静香、佐伯弘行)。

## 決算審査の報告

会を開催、全員の出席のもとに付託された議案である昭和五十三年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、農業共済事業特別会計、学校給食共同調理場特別会計の決算書について詳細に審査しました。

審査の方法としては、井上、日下部監査委員の提出された意見書を尊重しながらも、審査委員の立場から審査をしました。

歳入・歳出それぞれの決算書について、質疑の方法で、執行部三役と各課の担当者の説明を求め

去る十四、十五日決算特別委員会を開催、全員の出席のもとに付託された議案である昭和五十三年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、農業共済事業特別会計、学校給食共同調理場特別会計の決算書について詳細に審査しました。

会を開催、全員の出席のもとに付

託された議案である昭和五十三年

度一般会計、国民健康保険事業特

別会計、農業共済事業特別会計、

学校給食共同調理場特別会計の決

算書について詳細に審査しまし

た。

審査の時間は、井上、日下部監査委員の提出された意見書を尊重しながらも、審査委員の立

場から審査をしました。

歳入・歳出それぞれの決算書に

ついては、質疑の方法で、執行部

三役と各課の担当者の説明を求め

ながら、証拠書類の審査をしました。その結果、提出議案のそれぞれの決算書について全員が、これを見定することに異議のないこと認め決定しました。

なお、審査の後、委員の中の意見として、今後厳密に審査するには、審査の時間があまりにも少ないので次回には十分な時間が持つよう配慮することの要望がありました。

気まずいた点については、北小学

校の土砂運搬距離の変更で、七十

万円余りの減額となっているが、

工事費の全体の契約変更がないので、なんらかの形で報告すべきではなかつたかとの見解があり、それを認定することに異議のないこと認め決定しました。

外に、特別会計の給食費の十五

万三千円余りの未済額の問題につ

いては、監査委員の見解は了解で

きるが、政治的な配慮という面を誤らないよう要望したいとの発言があつた。

以上、決算審査の主要な内容を報告し、決算特別委員長の報告とし

ます。

質

疑

応

答

十二月十一日（二日目）、前日に全議案の説明が終了したため、質疑を行いました。質疑は、提案されている議案順に行われ、議員として大切な仕事で深く追求されます。一つの議案に對して幾つかの質疑が出されることがあります。全部のものを計算補正予算についての質疑の内容を部分的にお知らせします。

問 総務管理費の中の負担金補助および交付金で、地方バス路線維持補助金がありますが、中川辺駅以降の上川辺、下麻生の方の岐阜バス利用者に補助金は出ていますか。

答（総務課長）岐阜バスにつきましては、出ておりません。国において基準を設けていますので、町もその該当するところに補助行政を作り出しています。

問 岐阜バスの本数が減り、午前中に七宗町に向うバスは一本になります。なんとか本数の維持をしてもらえるようにしていただくお考えはありますか。

答（総務課長）岐阜バスとしては、廃止したい意向もあるような現状ですので、今後皆様方のお力を拝借して、対処していく考えでいます。

問 総務管理費の中の負担金補助および交付金で、下麻生道路踏切新設工事国鉄負担金がありますが、当初に千九百六十万円組んでいますが、やはり物価の値上がりだけではなしに、踏切以外の問題が外にあるのか。

の外に電気、信号などの付帯施設があるわけですが、私くしの方は国鐵に対して当初の打ち合わせの段階で、窓口の踏切課の方の概算で千九百六十万円を出しておきましたが、最近になって信号、電気関係のそれぞれの専門分野で積算をおこなって、実質的な額の二千三百九十六万に変わってきたわけです。

問 国庫補助金の中の給食設備更新補助金ですが、これは蒸し器が米飯対策を行われるようになつて不用になったという計算ですか。三十八万八千円の減額については、どのような積算でやられたのか。

答（教育長）当初、国庫補助金に計上しておりましたものに保管庫、蒸し器、コンテナ、給食車などを見込んでおりましたが、その中で予算の範囲内ということ頭打ちがされまして、切られた分において減額が生じました。今度認定されたものは、冷凍庫の五十九万八千円に対して二十九万五千円、給食車の二百九十五千円に対して百二十万三千円ということです。

水田利用再編対策の円滑な推進を図るということで、特別交付金の形で計算がされています。

問 保健体育費の中の役務費託契約を結んでいるアンペア数に、定量数をかけてそれに基準額をのせた金額です。

答（教育長）中部電力との委託契約を結んでいるアンペア数で、検便手数料が当初は百九十円で、今回、二百九十円という補正がされています。これは学校給食いうことで、その合計で百四十万円ということです。

それから保育園は、十二日分の計上がされているのに対して、学校の方は十五日分という違いはなんですか。

答（土木課長）内容については、十二月に協定をかわす段階で出てくると思いますが、今の段階では、まだ細かいものについてはわかりません。

答（土木課長）下麻生道路踏切新設工事の国鉄負担金の二千三百九十六万円という数字は、国鉄側から何かの形で要請があつたわけですか。

答（土木課長）実は、既に九月頃に協定をかわす予定があつたわけですが、それぞれの専門分野の設計のうちで電気関係が特に遅れたために十二月の時期になつたわけです。最近になつて整備の関係もあるということから、国鉄の方にお尋ねしたところ電話で得た数字です。

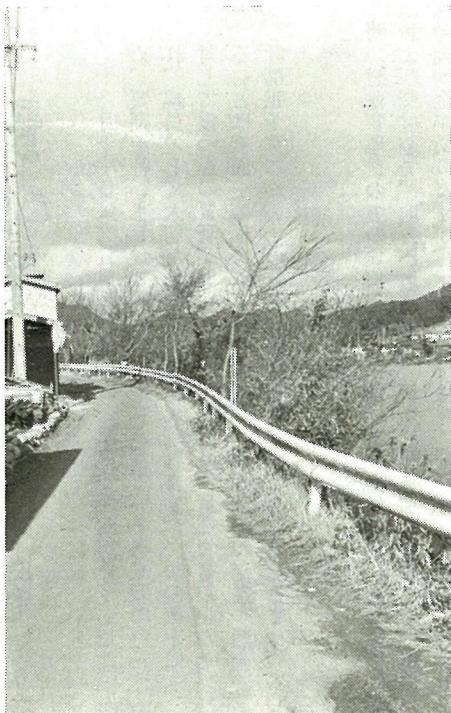
問 小学校費の中の役務費で、北小学校電気保安手数料として一万余円がありますが、積算根

は、最近監査を受けた時に、伝染病の発生しやすい六月から八月までの三ヶ月ぐらいは、二回検便をするように指摘をうけたわけですが、この予算の中ではそういうのをみてないから十二日となっています。

答（土木課長）単価の違いについては、予算的にいける見通しで、変更しておりません。



路肩が崩れて危険な道路



II中川辺で

問 山川橋から川辺発電所に至る道路の間に、川ばたが飛騨川によつて浸食された個所があり、非常に危険な道路となつています。

答（土木課長）早急にバトロールをして補強対策を講じてほしいが、どのようにお考えになつていますか。

### ◎ 飛騨川によつて路肩が浸食

答（土木課長）強対策については、早急に処置をしたいと考へていますが、年末を

控え特に路面の穴埋めなどについて既に業者の方に発注をしていました。なお、あまり目の届かない所でも危険な場所があるということです。なので、早急に外の所もよく見回つて対処していく考へています。

### ◎ 町道の未登記を

問 町道としてみなされている道路で、まだ登記がしていないのが相当あると思うわけですが、人の都合で遅れていることはわか

りますが、早急に処理をしてほしい。現在までの進捗状態と、これから対策についてお尋ねします。

### 登記嘱託団と契約

答（土木課長）登記事務については課内でやつておりますが、専門ではないので思うように進んでおりません。なお、登記嘱託団と委託契約を結んでおりますの

答（総務課長）火災発生における消防サイレンの吹鳴です。非常に職員全部が神経を使つております。消防署については、極端なことをいうと嘘（うそ）でも通報があれば吹鳴してとんでもないというような方針でやっていますが、町としては、そういうことで果たしていいか、どうか神経を使つております。

消防署との連絡については、町について、新聞紙上でみますと県の割り当てとして九千四百六十円であります。町として四十二分の割り当

が、昭和五十五年度の米産調整について、新規紙上でみますと県の割り当てとして三十八分の割り当

め十二・十三・十四・十五・十六日休会した後、十七日の本会議にて行われました。質問には三人の議員が立ち、質問通告書の提出順に行われ、当面する町政の諸問題について執行部の意見をだし、活発な論議を展開しました。なお、ここに掲載しました質問および執行部側の答弁は、紙面上の都合により短縮しています。



で、順次、委託契約のところの登記事務という形でやつていくようになります。

現在の件数として、古いもので百件ぐらい、新しいもので二十五件ほどあります。

### ◎ 消防署と役場の連絡体制について

問 去る十一月一日石神区内において鶴舎の火災が発生し、幸い住家の延焼はまぬがれましたが、その時点において役場のサイレンが、非常に遅かったわけです。

消防署の消防車が満載している水が無くなった時点に、町の消防車が応援に駆けつけたと、そうい

った状態からましまして消防署と役場の連絡を密にしてもらいたいがどのように考えてみえるか。

また、あの地区につきましては、新興住宅と申し上げるほどではありませんが、現在七世帯ほどあり新しい住宅地が出来ています。ちょうどこの付近には消火栓（せん）がありますが、現在七世帯ほどあります。ちょうどこの付近には消火栓（せん）がありますが、現在七世帯ほどあります。ちょうどこの付近には消火栓（せん）がありますが、現在七世帯ほどあります。

それでも、消防署が吹鳴したのに町の消防サイレンを吹鳴する必要があるのか、その点も併せて検討しております。

また、新しく住宅が増えた場合の消火栓の増設については、その状況により検討すべきことであると承知しております。

ご指摘の場所については、近隣に三カ所あり、三百四十㍍の間隔がありますので、こういう現在の消火栓の設置状況とか、全般的な状況などをらみ併せて検討していくつもりです。

### 現在、検討中

答（総務課長）火災発生における消防サイレンの吹鳴ですが、非常に職員全部が神経を使つております。消防署については、極端なことをいうと嘘（うそ）でも通報があれば吹鳴してとんでもないというような方針でやっていますが、町としては、そういうことで果たしていいか、どうか神経を使つております。

### ◎ 米産調整の方針は

お尋ねしたい。

## 重点作物を奨励

答(産業課長) 昭和五十三年度から実施されている米の生産調整については、国、県の基本方針と異なることはありませんし、生産農家と販売農家を全く区別する考えは持っておりません。

過去二年間やりました従来の方針を受け継ぎまして、生産農家、販売農家一帯となってこの問題を解決していきたいと考えています。

## ◎奉仕活動中の災害保償について

問 奉仕活動中の災害保償について、農道舗装の奉仕作業中に不慮の事故により死亡された坪内さんとのことに関しての問題と、それからこうした類の事例について町の見解と今後の対策についてどのようにお考えになつておられるかお尋ねします。

## 万全の形で進みたい

答(町長) 十二月十一日に町内において大変な事故が発生したことについて、誠に遺憾であったと深くご遺族および死亡された方に対し哀悼の意を表し、この事故を契機として再び事故を起さないよう万全の処置について講じるべきであると思っています。

この種の事業の性質は、町の形で事業が行われるべきだというのは基本ですが、そこにはやはり限度というものがあり財政的・技術的検討し、万能の場合の対処の方法

また、国において重点作物を奨励していくことについては、全く同じ考え方でいます。

各農業団体あるいは、協議会などで十分審議をしてもらい、当町においての自主的な農作物を検討し、昭和五十五年度におきましては当町なりの重点作物として取り入れる考え方を持っておりますの

で、各農家の方々や農業団体の方々のご理解とご協力をいただいて目的達成に努力したいと思っております。

## ◎黒谷の事後処理について

現実に一つの新しい時代において、ボランティア活動の助成といふことも行政の形のなかの流れになっています。ここ二十年ずっと流れを見てみますと、行政の執行能力の充実ということで、かつては奉仕活動のなかにあつた問題について組織行政のなかに取り上げながら万全を期していくという形ですが、今後もその形の流れは継承していくかなければならないものであると思います。

諸事業の形の大きな方向として一番重要な件としては、特に林道を開設するにあたって山の斜面を切るということから、法(のり)面の面積がかなりできるのでこのつきましては進めていっていただきたいということ、そうした形

などにつきましても制度的にある程度確立してから、再開をしたいというふうに考えてています。

各農業団体あるいは、協議会などで十分審議をしてもらい、当町においての自主的な農作物を検討し、昭和五十五年度におきましては当町なりの重点作物として取り入れる考え方を持っておりますの

で、各農家の方々や農業団体の方々のご理解とご協力をいただいて目的達成に努力したいと思っております。

## ◎黒谷の事後処理について

現実に一つの新しい時代において、ボランティア活動の助成といふことも行政の形のなかの流れになっています。ここ二十年ずっと流れを見てみますと、行政の執行能力の充実ということで、かつては奉仕活動のなかにあつた問題について組織行政のなかに取り上げながら万全を期していくという形ですが、今後もその形の流れは継承していくかなければならないものであると思います。

現実に一つの新しい時代において、ボランティア活動の助成といふことも行政の形のなかの流れになっています。ここ二十年ずっと流れを見てみますと、行政の執行能力の充実ということで、かつては奉仕活動のなかにあつた問題について組織行政のなかに取り上げながら万全を期していくという形ですが、今後もその形の流れは継承していくかなければならないものであると思います。

## 法面の保護を重点に

現実に一つの新しい時代において、ボランティア活動の助成といふことも行政の形のなかの流れになっています。ここ二十年ずっと流れを見てみますと、行政の執行能力の充実ということで、かつては奉仕活動のなかにあつた問題について組織行政のなかに取り上げながら万全を期していくという形ですが、今後もその形の流れは継承していくかなければならないものであると思います。

答(企画室長) 黒谷林道の行

政指導の内容については、地域内

の新設許可の申請を出した七月六

日に県の環境保全課・県事務所の

総務課・林務課・山林事業所・当

町から開発の関係で企画室・林道

などの関係で土木課・産業課が、

現地においてそれぞれの立場から

検討をし、指摘事項などについて

協議をしました。

答(土木課長) 黒谷につきまし

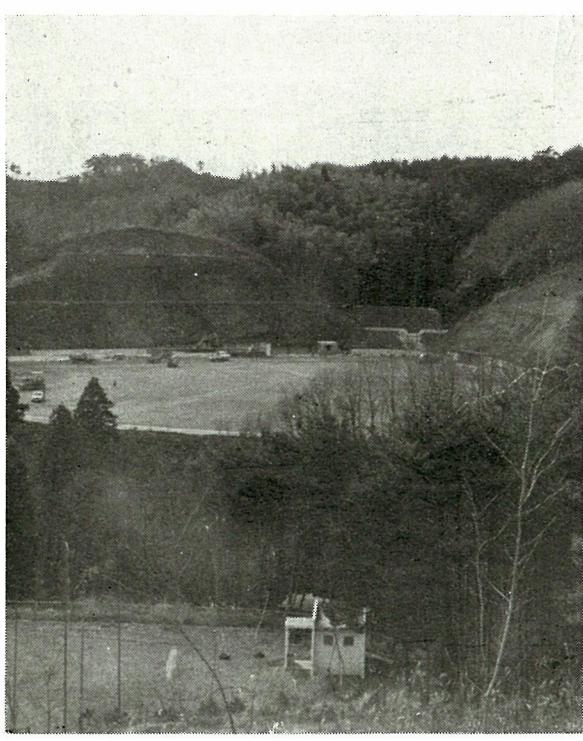
尻についてきれいに整理をする、出来上がった道路についてすばりハブの側溝が設置してあるのでそれらの側溝の整備、できるだけ自然木を伐採しない、というような点についての指摘がありました。それらについて担当としては、できるだけ多くの現地を見まして

その都度、事業者にそれらの指導の事後処理の報告がありました。が、国定公園内であるということは、関係各所と協議をして業者に改善についての通告を行つたようなります。報告があつたが、具体的にどういう指導をされたかその内容について、また、堰(えん)堤の問題についても具体的にお尋ねしたい。

現実に一つの新しい時代において、ボランティア活動の助成といふことも行政の形のなかの流れになっています。ここ二十年ずっと流れを見てみますと、行政の執行能力の充実ということで、かつては奉仕活動のなかにあつた問題について組織行政のなかに取り上げながら万全を期していくという形ですが、今後もその形の流れは継承していくかなければならないものであると思います。

答(土木課長) 黒谷につきまし

ては、従前から計画的に治山事業をやっていく形で要望してきたわけですが、今一番上流にある谷止めの堰堤は昭和五十二年度に施工されたもので、その実施される時点に谷の勾配がやや急である関係上、さらに上流にも将来は予防堰堤の計画について要望していたわけです。



完成間近の野球場グラウンド

かっておられます。

さらに、今後についても現地の状況を把握しながら必要な要望処置については、従来からの治山計画に基づいて順次実施していくたいということで、県の方へも積極的に要望していく考えであります。

### ◎新地域医療情報システム

問 行政報告に対して、新地域医療情報システムの内容について具体的に説明をして下さい。

### 四つのモデル地域の中での実績

答 (住民課長) 新地域医療システムについては、既に四十九年から厚生省が実施して実験を終えまして、国・県の助成によって実際に用化されている地域もあるわけであります。

す。

昭和五十四年度計画されたのは①農山村地帯の住民の健康情報を一元化して管理、成人病の予防、健康増進を図る「農村型健康管理」(モデル地域岐阜)、②家庭を単位とする健康医療情報を収集、中小都市住民への保健医療サービスの向上を図る「都市型健康管理」(三重)、③老人の疾病防止、治療などを進めるための必要な保健、福祉面の情報を把握して、健康増進を実践するための「健康・福祉」(富山)、④中核病院を核に地域住民の予防から救急医療まで包含する医療情報サービスを行い、べき地医療問題に対する対応策を確立するための「へ

き地包括」(沖縄)——の四つの情報システムです。

岐阜県モデルのうちで、一応加茂郡の川辺町、白川町、東白川村の三町村が指定を受けたわけです。県の方の計画としては、指定町村の受諾をうけてから衛生部長をトップとした開発委員会を結成して、そうした活動に入るということですので、当町としては、一応協議をした結果、成人病検診が

が、昭和五十四年度としては十二月中に開発委員会を結成し、昭和五十五年一月に今までの検診のデーターの収集、検討をするという計画であります。

### ◎昭和五十五年度の基本計画は

問 昭和五十五年度予算の編成時期にあたって、従来の基本構想・実施計画について見直しがどのように取り組んでおられるか。

また、各分野における予算編成の方針というものについてもお尋ねします。

### 基本構想に基づいて

答 (町長) 昭和五十五年度の予算編成というものは、本町の基本構想に基づいた基本計画・実施計画のなかにおいて取り組んで定められるべきものであると考えています。

しかしながら基本構想というものにつきましては、既に議会の認定を得て、住民の方々の合意を得て制定されておりますので、将来とも変わるべき性質のものではないと考えておりますが、これを受けた実施計画につきましては、時代に沿った関係の計画について事案が出るたびに検討を重ね、構想

作業などの関係については、施設整備が急務となっている状態から、諸事業について十分検討を重ねなければならないと考えています。

### ◎父子医療について

問 先般、母子医療の助成について福祉医療助成の中に含まれたわけですが、最近、あちらこちらで父子医療の方が問題になってきております。

母のない家庭の父子医療という点から、何か制度を設けるということはお考えになつております。

### 現在考へていらない

答 (住民課長) 父子医療費の助成制度について、岐阜県におい

### 後退のない運営を

答 (住民課長) 乳幼児医療につきましては、当町は、他の町村に先駆けて三歳児まで助成を実施しており、老人医療につきましては六十歳以上を十歳所得制限をやめて実施しております。

医療費の問題については、昭和五十五年度は非常に厳しい財政問題もありますので、後退のないよう消極的な考え方ですが、現在の線をくずすことなく進んでいきました。

て昭和五十四年八月に実態調査を実施し、その結果から経済的な面より母親のない関係から子供の教育関係とか、再婚問題が一番大きな悩みのものになっています。

医療費につきましては、現在のところ考へておりません。

### ◎老人・乳幼児医療

問 老人医療あるいは、乳幼児医療の助成の拡充と改善について、老人医療の場合は適用年齢の引き下げ、乳幼児医療の場合は適用年齢を引き上げるという点について今までにもお聞きして回答があつたわけですが、新年度を迎えるにあたつてどうお考えになり、検討される予定をお尋ねします。



ほぼ完成した上米田小屋内体育館

II 比久見で



### ◎高額療養費について

問 高額療養費の立て替えについて、八百津町で実施されたが使われる方がなかつたということではあります。しかし、狭い範囲だけを考えず、そのことが果して実際にいいのか、悪いのかという点について、基本的な立場からの考え方も併せて検討していく必要があるのではないかお尋ねします。



市町村のみ聞いておりません。期間の短いあるいは、手続き的な問題もあり利用者がないと聞いております。これを現物給付の形にしますと、医療機関の協力も必要ということで現在では困難なようですね。

外の町村にないから当町にも該当ないとはいえませんが、十分研究し、検討を加え実施できるものなら実施したいと考えています。

### ◎ゴミの集収を

問 粗大ゴミの収集については現在不燃物あるいは可燃物の収集が行われておりますが、不燃物の場合、鉄類とガラス類にきちんと分けて出さなければならないという点で、非常に家庭によつて

は困つておられるところもありますので、そのことについて現在どのように検討され、実施の計画が立てられているか。

それと併せて不燃物あるいは可燃物の収集についても回数を増やしてほしいが、どのように検討されているかお尋ねします。

### 回数を増やす方向に

答（住民課長）粗大ゴミの収集については、まだ具体的な計画はありませんが、広域市町村を作つております衛生施設利用組合の関係で計画があるようですが、まだ地元との話し合いができないということで具体化しておりません。

不燃物の収集については、組合の方で直営でやっております関係での関連がありますので、今後組合との協議をして回数を増やすとか考えていました。

可燃物の収集については、町民の意識調査においても夏期など二回ぐらいにしてほしい意見も多かったようですが、現在の収集は、各戸がバラバラにして非常に収集業務に手間がかかるということがあります。区長さんとも協議をして、ある程度まとめるとか計画を立てて回数を増やしていくたいと考えています。

### ◎偽募金活動について

問 偽募金活動に対する措置について、以前から福祉に名を借りて募金活動が行われております。

多額な品物を各戸に持ち歩いて、いろいろの名目をたてながら漠大な寄付を強要するという事例が、最近、特に頻繁に行われています。この問題は、前に一度町の方でそうしたことについて住民がよく内容を理解し、インチキな募金に引っかかるないように広報などで知らせるべきではないかと申上げたわけですが、まだ十分に理解されずに今日に至ったなかで、一般的の町民の方も福祉のためならということで出してきております。こうしたものについて、一層住民が理解を深めるようなPRを行います。

募金者が来た場合には、町の発行した証明書なり許可書を呈示するように求めていくというような方法で、町報あるいは、回覧文書で早急にPRをしたいと思ってい

していく必要があると思うがお考えをお尋ねします。

### 早急にPRしたい

答（住民課長）募金活動につきまして、PR不足として町民の皆さんに大変に迷惑をかけておりますが、町といたしては、民間の募金についてはいつさい許可を認めないと方針でいます。

現在、町でやっていますのは、赤い羽の共同募金・年末助け合い運動があります。

募金者が来た場合には、町の発行した証明書なり許可書を呈示するように求めていくというような方法で、町報あるいは、回覧文書で早急にPRをしたいと思ってい

### 議会用語

#### 再議

再議とは、議会の議決または選舉について、長が不当または違法と認めた場合に、これを拒否して、議会の反省を求めるために、再度議会の議に付することをいう。長の拒否権とともに、

ある制度である。

再議には、大別して、一般的拒否権としての再議と、特別的拒否権としての再議がある。

前者は、議会の議決が長の意思なり政策に反すると考える場合に、異議を述べて再議に付する制度であり、これに対して、後者は、瑕疵ある議決など特定の限定された事由がある場合に再議に付する制度である。

昭和五十四年十二月二十一日第六回臨時議会を午前九時に開会し、給与に関する条例の一部改正二件、それとともに補正予算二件について審議を行った。
以下、可決した議案についてお知らせします。
職員の給与改正案を可決
平均三・四二%アップ
投票立会人および開票立会人(一の選挙につき)の選挙立会人(一の選挙につき)

△町非常勤の特別職員の報酬  
および費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例について

改正額は次の通りです。

監査委員(月額)	(単位円)
学識経験者	六、〇〇〇
議会議員	六、〇〇〇
教育委員会委員(月額)	一三、〇〇〇
委員長	九、五〇〇
その他の委員	一三、〇〇〇
選挙管理委員会委員(年額)	四、〇〇〇
委員長	四、〇〇〇
その他の委員	四、五〇〇
専門委員(日額)	五、〇〇〇
投票管理者および開票管理者(一の選挙につき)	六、〇〇〇
投票立会人および開票立会人(一の選挙につき)	五、〇〇〇
国民健康保険運営協議会委員(日額)	六、〇〇〇
委員長	六、〇〇〇

△町職員の給与に関する条例の  
一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員  
の給与改正とともに、職員の給  
与が平均三・四二%アップになり  
ました。

今回の改正では、今までの四等  
級制を、五等級制に変え実施を五  
十五年四月一日からしようとする  
というものです。

△「かわべ議会報」第九号をお  
届けします。  
第九号は、十二月町議会定例  
会の審議のもよを掲載しまし  
た。

十二月定例会の二日目、質疑  
が日程より早く終了したため本会  
議を休会とし、北小学校および上  
米田小学校の屋内体育館を、貢員  
で視察しました。(下の写真は上  
米田小屋内体育館)

■北小学校について、二月二十  
四日に竣工式が行われます。

■次の町議会は、三月中旬に開  
催される予定で、昭和五十五年度  
の予算を中心として行われます。  
議会の傍聴はどなたでも自由  
にできますので、お気軽に前もつ  
て事務局までご連絡下さい。

■「かわべ議会報」についての

## 編集後記

ご意見やご要望、お気づきの点が  
ありましたら、どしどし事務局ま  
でお寄せ下さい。

△昭和五十四年度町水道事業会  
計補正予算について

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	土木費
△五〇三	△〇三二	△一、六〇〇	△三三三	△一、二三四	△五七六
【歳入】	【歳出】	【歳入】	【歳出】	【歳入】	【歳出】
(単位千円)	(単位千円)	(単位千円)	(単位千円)	(単位千円)	(単位千円)

△昭和五十四年度町水道事業会  
計補正予算について

